

石川県飲酒運転の根絶に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）に定めるもののほか、基本理念を定め、県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図るための施策を総合的に推進し、もって自転車を含む全ての車両で飲酒運転のない、県民及び観光客等の誰もが安心して過ごすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 車両 法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。
- 二 飲酒運転 法第六十五条第一項の規定に違反して酒気を帯びて車両を運転する行為をいう。
- 三 飲食店営業者 専ら客に酒類を提供して飲食をさせる営業を行う者をいう。
- 四 酒類小売業者 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の九第一項に規定する酒類小売業者（同項の販売場（以下「販売場」という。）において対面により販売する者に限る。）をいう。
- 五 タクシー事業者 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条の三第一項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。
- 六 運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する自動車運転代行業者をいう。

(基本理念)

第三条 飲酒運転の根絶は、全ての県民が飲酒運転をしない、させない、許さないという認識の下、全ての車両で飲酒運転は絶対にしないこと、飲酒運転をするおそれのある者に対し車両又は酒類を提供しないこと及び飲酒運転に係る車両に同乗しないことを基本として推進されなければならない。

2 飲酒運転を根絶するための社会環境づくりは、事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他の関係するものの相互の連携協力の下、社会全体で行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、飲酒運転の根絶を図るため、国、市町、県民、事業者その他飲酒運転の根絶に関する活動を行う団体（以下「関係団体」という。）と相互に連携協力し、総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、市町、県民、事業者その他関係団体が実施する飲酒運転の根絶を図るため

の取組を推進するため、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、第三条の基本理念にのっとり、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となること及び重大な違法行為であることを自覚し、飲酒運転をしてはならない。

2 県民は、家庭、職場、地域等において、飲酒運転の根絶を図るための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 県民は、国、県及び市町が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(市町の責務)

第六条 市町は、第三条の基本理念にのっとり、住民に最も身近な地方公共団体として、飲酒運転の根絶を図るため、家庭や地域における取組を推進するとともに、区域内の実情に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

2 市町は、国、県、関係機関及び関係団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境づくりに関する施策の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、第三条の基本理念にのっとり、その事業の用に供する車両の運行に当たり、飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるとともに、安全な運行の確保に努めるものとする。

2 事業者は、その従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(飲食店営業者の責務)

第八条 飲食店営業者は、第三条の基本理念にのっとり、客の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 飲食店営業者は、国、県及び市町が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(酒類小売業者の責務)

第九条 酒類小売業者は、第三条の基本理念にのっとり、販売場において酒類を購入した者の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 酒類小売業者は、国、県及び市町が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(タクシー事業者及び運転代行業者の責務)

第十条 タクシー事業者及び運転代行業者は、第三条の基本理念にのっとり、県民に対し、その事業を利用することが飲酒運転の防止に資する旨の広報を行うよう努

めるものとする。

2 タクシー事業者及び運転代行業者並びにそれらの従業員は、その事業を利用した者が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、これを防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 タクシー事業者及び運転代行業者は、国、県及び市町が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(通報)

第十一条 飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した者は、速やかにその旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

(教育の充実及び知識の普及等)

第十二条 県は、飲酒運転の根絶に関する県民の理解を深めるため、飲酒運転の根絶に関する教育の充実、知識の普及、広報啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(再発防止のための措置)

第十三条 県は、飲酒運転をした者に対し飲酒運転の再発を防止するための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第十四条 県は、飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転に関する情報の収集及び分析を行い、県民、事業者、市町及び関係団体に対し提供するものとする。

(飲酒運転根絶宣言)

第十五条 事業者(飲食店営業者、酒類小売業者、タクシー事業者及び運転代行業者を含む。次項において同じ。)は、飲酒運転を根絶する旨の宣言をし、飲酒運転を根絶するための取組を推進するよう努めるものとする。

2 前項の宣言をした事業者は、その旨を知事に届け出ることができる。

(飲酒運転根絶の日)

第十六条 県民が飲酒運転の根絶に関する理解及び関心を深めることができるよう、十二月十一日を飲酒運転根絶の日とし、県は飲酒運転を根絶するための取組を行うものとする。

(表彰)

第十七条 県は、飲酒運転の根絶に関し顕著な功績があったと認められるものを表彰することができる。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。